

愛知県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業費補助金 交付要綱

(通則)

第1条 愛知県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業費補助金（以下「補助金」という。）は、介護分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、必要な対応を行うこととされている令和8年度介護報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げ・職場環境改善の支援を行うものであり、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助の対象)

第2条 次の各号に定められた要件を満たす事業所（以下「補助対象事業所」という。）を運営する法人等（以下「補助対象事業者」という。）を補助の対象とする。

（1）介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき、愛知県知事、県内市町村長又は県内の広域連合長に指定された、愛知県に所在する、別表に掲げる介護サービス事業所又は介護保険施設（介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス）を含む。以下「介護サービス事業所等」という。）
なお、（介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売、（介護予防）居宅療養管理指導については、補助対象外とする。

（2）その他、「令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業 実施要綱」（令和7年12月25日老発1225第3号厚生労働省老健局長通知別紙。（以下「実施要綱」という。））に定めるところによる。

(事業内容)

第3条 補助対象事業者に対し、実施要綱7に定める対象経費を補助する。

なお、本事業を活用して賃金改善等を行う対象者は、実施要綱4（2）に定めるところとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、実施要綱5に定める額とする。

2 補助金額の算出根拠となる報酬は、補助対象事業所が「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令」（平成12年厚生労働省令第20号）第1条第3項に規定する審査支払機関である、市町村若しくは都道府県から委託を受けた国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）へ送付し、審査支払機関による審査後の請求情報に基づくものとする。

(補助の要件)

第5条 補助対象事業者は、実施要綱6に定める支給要件を満たさなければならない。

2 補助対象事業者は、実施要綱8及び9(5)①に定める対応を行わなければならぬ。

3 補助対象事業者は、実施要綱9(5)②に定める対応を行っても差し支えない。

(計画書)

第6条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、基準月を令和7年12月とする補助対象事業所分を取りまとめ、実施要綱8(1)の規定に基づき作成した別紙様式2(以下「計画書」という。)を、原則として別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 前項に基づく計画書の提出を行っていない補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助対象事業所を取りまとめ、計画書を別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(交付申請)

第7条 前条の計画書を規則第3条に定める交付申請書とみなす。

(交付の決定等)

第8条 知事は、前条に基づく交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地を調査した上で、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助対象事業所を国保連に通知する。

2 国保連は、前項の報告に基づき補助対象事業所の補助金額を算出し、別に定める日までに当該補助金額を知事に報告する。

3 知事は、前項の報告を受けたときは、当該補助金額を交付申請額とみなし、速やかに交付決定のうえ、補助対象事業者に通知するものとする。

4 前項の通知については、別に定める日に国保連が支払額通知書を補助対象事業所に送付することにより、これに代えることができるものとする。

(交付の条件)

第9条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

(1) 事業内容を変更する場合(事業に要する経費の減額の場合を除く。)においては、知事の承認を受けなければならない。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、

速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

- (4) 補助対象事業者は、この補助事業により補助金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して補助金等の交付を受けてはならない。
- (5) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合（仕入れに係る消費税等相当額が0円の場合を含む。）は、別紙様式5により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月15日までに知事に報告のうえ、当該仕入控除税額を知事に納付しなければならない。

（交付申請の取下げ）

第10条 規則第7条に規定する交付申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から5日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（変更届）

第11条 補助対象事業者は、実施要綱8（4）に定める場合は速やかに別紙様式4を知事に提出しなければならない。

（変更交付申請）

第12条 第6条第1項に基づき計画書の提出を行った補助対象事業者は、計画内容を変更して補助金の追加交付を受けようとする場合（当該計画書に記載していない補助対象事業所を追加する場合に限る）は、別紙様式4を変更交付申請書とみなし、当該変更後の計画書と合わせて、同条第2項に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、交付決定後の事情の変更により、計画内容を変更して補助金の追加交付を受けようとする場合は、別紙様式4を変更交付申請書とみなし、当該変更後の計画書と合わせて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

（変更交付の決定等）

第13条 第8条の規定は、前条に規定する変更交付申請があった場合について準用する。

（補助金の交付）

第14条 知事は、第8条第2項（第13条において準用する場合を含む。）による国保連からの報告があったときは、補助対象事業者からの補助金の請求があったものとみなす。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適當

と認めるときは補助金の全部又は一部について概算払をするものとする。

- 3 補助金の受領に際し、補助対象事業者が国保連から愛知県に情報提供された口座を受取口座とする場合で、受取人が交付申請者と異なる場合は、当該受取人に補助金の受領の一切を委任したものとみなす。
- 4 補助金の受領に際し、債権譲渡がある場合に補助対象事業者が別途愛知県に届け出た口座を受取口座とする場合で、受取人が交付申請者と異なる場合は、当該受取人に補助金の受領の一切を委任したものとみなす。

(実績報告)

第 15 条 補助対象事業者は、事業を完了させたうえで、当該補助対象事業者が運営する補助対象事業所を取りまとめのうえ、実施要綱 8 (2) の規定に基づき作成した別紙様式 3 (以下「実績報告書」という。) を、令和 8 年 10 月末日までに知事に提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書を規則第 13 条に定める実績報告とみなす。

(補助金の額の確定)

第 16 条 知事は、前条の規定により実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

- 2 知事は、前項に基づき額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(決定の取消し)

第 17 条 知事は、補助対象事業者において、実施要綱 9 (1) に定める場合のほか、次に掲げる各号のいずれかに該当するときには、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 申請の取下げがあった場合
- (2) 本要綱に違反した場合
- (3) 重大な法令違反又は公序良俗に反する行為等により、補助金を交付することが適当でないと認められた場合

(補助金の返還)

第 18 条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(届出内容を証明する資料の保管及び提示)

第 19 条 補助対象事業者は、実施要綱 8 (3) に規定される資料及び書類を 5 年間保管し知事から求めがあった場合は、速やかに提示を行わなければならない。

(その他)

第 20 条 本事業の実施にあたり、本要綱及び実施要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 1 月 22 日から施行し、令和 7 年 12 月 16 日から適用する。

愛知県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業 対象サービス

サービス区分	交付率		
	実施要綱第6条 各項①+②+③ (うち賃金改善経費分)	実施要綱第6条 各項①+③ (うち賃金改善経費分)	実施要綱第6条 各項① (うち賃金改善経費分)
訪問介護	26.4% (21.6%)	20.4% (15.6%)	15.6% (15.6%)
夜間対応型訪問介護	20.4% (17.4%)	16.2% (13.2%)	13.2% (13.2%)
定期巡回・隨時対応型訪問介護看護	20.4% (17.4%)	16.2% (13.2%)	13.2% (13.2%)
(介護予防) 訪問入浴介護	20.4% (17.4%)	16.2% (13.2%)	13.2% (13.2%)
通所介護	19.2% (16.2%)	15.6% (12.6%)	12.6% (12.6%)
地域密着型通所介護	24.6% (21.0%)	20.4% (16.8%)	16.8% (16.8%)
(介護予防) 通所リハビリテーション	16.8% (14.4%)	13.8% (11.4%)	11.4% (11.4%)
(介護予防) 認知症対応型通所介護	34.8% (28.8%)	27.6% (21.6%)	21.6% (21.6%)
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	21.0% (17.4%)	16.8% (13.2%)	13.2% (13.2%)
地域密着型特定施設入居者生活介護	21.0% (17.4%)	16.8% (13.2%)	13.2% (13.2%)
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	24.0% (19.2%)	18.6% (13.8%)	13.8% (13.8%)
看護小規模多機能型居宅介護	18.0% (15.0%)	14.4% (11.4%)	11.4% (11.4%)
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	27.0% (21.6%)	20.4% (15.0%)	15.0% (15.0%)
介護福祉施設サービス	23.4% (19.2%)	18.6% (14.4%)	14.4% (14.4%)
地域密着型介護老人福祉施設	23.4% (19.2%)	18.6% (14.4%)	14.4% (14.4%)
(介護予防) 短期入所生活介護	23.4% (19.2%)	18.6% (14.4%)	14.4% (14.4%)
介護保健施設サービス	15.6% (13.2%)	12.6% (10.2%)	10.2% (10.2%)

(介護予防) 短期入所療養介護（老健）	15.6% (13.2%)	12.6% (10.2%)	10.2% (10.2%)
介護医療院サービス	10.8% (9.6%)	9.0% (7.8%)	7.8% (7.8%)
(介護予防) 短期入所療養介護 (病院等・医療院)	10.8% (9.6%)	9.0% (7.8%)	7.8% (7.8%)
(介護予防) 訪問看護	—	—	13.2% (13.2%)
(介護予防) 訪問リハビリテーション	—	—	10.8% (10.8%)
居宅介護支援、介護予防支援	—	—	15.0% (15.0%)

注 介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスを行う事業所は、第一号訪問事業は訪問介護と、第一号通所事業は通所介護と同じとする。

注 介護予防・日常生活支援総合事業による第一号介護予防支援事業を行う事業所は、居宅介護支援、介護予防支援と同じとする。

注 短期利用型サービスも含む。